

事務連絡
令和6年9月5日

各都府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会
事業部

特殊車両通行確認制度の運用開始について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
標記について、国土交通省道路局より特殊車両通行確認制度の運用開始について周知依頼がありました。

令和4年4月より、予め登録された車両について、道路情報が電子化された道路を対象にオンラインで即時に通行が可能となる「特殊車両通行確認制度」の運用が開始されました。

「特殊車両通行確認制度」においては、即時に通行できることのほか、システムに出発地・目的地を入力すれば一度に複数の通行可能経路が表示されるなど、従来の「特殊車両通行許可制度」と比較して使い勝手が良い（早い、簡単、便利）手続きとなっており、ご利用される前に無料でお試し検索できるため、是非ご活用いただきたいとのことです。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮でございますが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

別添_特殊車両通行確認制度チラシ

【国土交通省 HP】

<https://www.mlit.go.jp/road/tokusya/>

【特車登録センターHP】

<https://www.tks.hido.or.jp/>

以上

【担当】事業部 本多

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp